

千葉ふるさと投資活用支援補助金取扱要領

この要領は、千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及び千葉ふるさと投資活用支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、補助金の取扱いに関し必要な事項を定める。

第1 補助金の交付の申請

中小企業者等は、要綱第7条の規定による交付の申請を行う場合には、下記の書類により行わなければならない。

- (1) 千葉ふるさと投資活用支援補助金交付申請書（別紙様式1-1）
- (2) 推薦書（別紙様式2）
- (3) 補助対象費用一覧表（別紙様式3-1）
- (4) 事業計画書（別紙様式4）
- (5) 誓約書（別紙様式5）
- (6) 役員名簿（別紙様式6）
- (7) 組合員名簿（別紙様式7）（組合の場合に限る）
- (8) 構成員名簿（別紙様式8）（任意団体の場合に限る）
- (9) その他知事が必要と認める書類

- 2 中小企業者等は、規則第5条第1項第1号及び第3号の規定により承認を受けようとするときは、千葉ふるさと投資活用支援補助金変更（中止・廃止）承認申請書（別紙様式1-2）及び補助対象費用（変更）一覧表（別紙様式3-2）を知事へ提出しなければならない。

第2 実績報告

中小企業者等は、要綱第8条の規定による実績報告を行う場合には、下記書類により行わなければならない。

- (1) 千葉ふるさと投資活用支援補助事業実績報告書（別紙様式9）
- (2) クラウドファンディングにより資金募集を行ったウェブサイトの写し
- (3) 中小企業者等が費用を支払ったことを証明できる書類

第3 補助金の請求

中小企業者等は、要綱第9条の規定による補助金の請求を行う場合には、別紙様式10により行わなければならない。

附 則

この要領は、平成29年7月31日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 平成29年度中に交付決定した補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成30年12月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月31日から施行する。